

第4回播磨町人権尊重まちづくり検討委員会 令和6年10月29日（火）14時～

<p>教育長</p>	<p>&lt; 1 はじめに &gt;</p> <p>教育長挨拶</p>
<p>委員</p>	<p>&lt; 2 協議事項 &gt;</p> <p>(1) 条例の骨子案及び概要について（事務局説明）</p>
<p>委員</p>	<p>一点目に、第11条の中で「関係機関、町民等、事業者、関係団体」とあり、第2条の定義に出てくる順番と異なるが、何か意図があるのか。</p> <p>二点目に、第12条第3項「職務上知ることができた秘密」と第23条「職務上知り得た秘密」はあえて文言を変えているのか。</p> <p>三点目に、第2章で「不当な差別的取扱いの解決に向けた体制の整備」とあるが、「整備」は入れる必要があるのかどうか。これから整備するというのであれば「整備」は必要だろうし、体制についての内容であるならば必要ないと思われるが、どうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>一点目の第2条に出てくる定義の順番と第11条の順番が異なるという点に関しては、第11条は町が主体となり他と連携して動く場合に、まず第一番目に国や県、法務局、他自治体等の関係機関と連携して行っていくということからこの順番になっている。基本的に行政として播磨町が対応するにあたり、兵庫県の対応方針や近隣市町の対応状況をまずは確認することになる。</p> <p>二点目の質問、「職務上知ることができた秘密」と「職務上知り得た秘密」の表現については、ご指摘の通り表現の統一性の点で確認が必要と思われる。持ち帰り検討し、修正する。</p> <p>三点目の質問、第2章に「整備」が必要か必要でないかについては、基本的には「解決に向けた体制の整備」をすることをこの条文でうたっている為、「整備」は必要。まずは「相談体制」の整備、そこで解決しなかった場合には「紛争の解決を図る体制」を準備している。</p>
<p>事務局</p>	<p>補足になるが、第11条の中の「関係団体その他の多様な主体」については、当初の「関係団体等」という表現から変更している。ぼやかさずにはっきりと「その他の多様な主体」という表記に改めるよう法制で指摘された部分である。</p>
<p>委員</p>	<p>第22条第4項「委員は、再任されることができる」という表現は合っているのか。</p>

事務局	確認し、報告する。
委員	<p>第13条第4項第7号「差別事案に係る相手方が不明であるものであること。」は何を意味しているのかわかりにくい。調査してもわからない場合等の時に3年経過後に打ち切るということなのか。</p> <p>また、第14条第6項「町長は、あっせんによっては（中略）あっせんを打ち切ることができる」とあるが、人権委員会等の諮問を経ずに行ってしまうていいのか。</p>
事務局	<p>助言やあっせんについては、すべて人権委員会の助言を経て、町長が判断を行うものである。人権委員会の判断をもとに事務局が決裁をとり、町長に決断してもらう流れである。</p>
委員	<p>この条文は、最終的には町長名で勧告やあっせんを行うのでこのような書き方になっているのではないか。</p> <p>申立ての時効が3年というのは、一般的な年数なのか。根拠はあるのか。</p>
事務局	<p>民法で違法行為の損害賠償請求権の消滅時効が3年なので、それに準拠している。</p>
委員長	<p>第13条第4項第5号「事実のあった日」の特定の仕方は。</p>
事務局	<p>申立者側だけでなく、色々な方向から意見収集して確定していく。加害者と被害者、その他周囲の意見を聞いた上で決めていく。</p> <p>「事実のあった日」の特定はなかなか難しいかもしれないが、「申立てた日」等とは時差があり、時効を決めるにあたり起点が必ず必要となる関係で「事実のあった日」という表現を用い、その特定は必要と考える。</p>
委員	<p>元号が使われているが、西暦の併記は必要ないのか。</p>
事務局	<p>法制では併記しない。</p>
委員長	<p>第2章に「整備」が必要かどうかに関して。「整備」だけではなく手続きの細かなことまで記載されており、内容が「整備」していく姿勢だけで収まっていないものになっている。</p>

事務局	体制作りという意味合いがあり、「体制」という言葉だけでは足りない内容のため、「整備」をつけた方がいいと思われる。
委員	作成側の主観ではなく、条例として今後なじむのかどうかが大切。
事務局	再度検討し、報告する。
委員	話は戻るが、申立ての時効が「事実のあった日」から3年となっているが、申立ての日から3年にした方がいいのではないか。
事務局	何年も前の事案を言われることも考えられる。そういった場合、事実の確認が相当難しくなると思われる。時効の期間自体を長くすることも考えられるが、事実確認の難しさの点と年数の根拠の正当性から3年とするのが望ましいのではないかと思われる。
委員長	差別というのは何世代にもわたって続くものがあったり、見えにくいものもあったりする。そういう意味では、委員が言われているようにできるだけ時効が長い方がいいというのは貴重な意見である。
委員	自分は人権擁護委員として播磨町で「困りごと相談」の事業を行っている。相談内容については、法務局に報告しているが、法務局から播磨町には報告されていないようだ。守秘義務の関係もあるだろうが、そういうことも共有されてもいいのではないかと思う。相談する窓口自体も複数あり、迷われて結局相談することに悩まれることもあると聞く。わかりやすい相談窓口の提示をし、相談員と町との連携がうまくいくようになってほしい。
事務局	「困りごと相談」については播磨町福祉しあわせセンターで実施しているが、実施主体は法務局である。今のところ連携はできていない状態であるが、共有できるものがあるかどうか法務局と協議していきたい。
委員	相談窓口の集約ができるようになればいい。
事務局	委員の意見は持ち帰り検討させていただく。まずは職員が話を聞き、必要であれば、人権委員会を立ち上げる等進めていく。横の連携がよりスムーズに出来るようになると思われる。

<p>委員長</p>	<p>前回、条例案の前文の内容が難しく、わかりにくいという意見があったが、それについてはどうか。</p> <p>2段落目「『共に生きよう ふれあいのまち』宣言の精神を踏まえ、各種取組を展開してきた。」は、「『共に生きよう ふれあいのまち』宣言を行い、各種取組を展開してきた。」にした方が、文章の流れとしていいのではという意見が前回出ていたはず。</p> <p>他にも個人的には、最終段落の「誰もの心にぬくもりが通い合うまちづくり」は「誰もがぬくもりを感じ、心が通い合うまちづくり」の方がいいと思われる。</p> <p>また、3段落目「なかでも、」は「また、」の方がいい。</p>
<p>委員</p>	<p>第2条第1号の「町民等」の定義について、「町内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。」と規定されている。この条文では、「町内に居住し、」かつ「通勤し、又は通学する者」という意味にとれてしまうがどうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>例えば「町内に居住し、又は通勤し、又は通学する者をいう。」等に変更することを検討する。</p> <p>今日いただいた意見をもとに条例案を修正後、パブリック・コメントを経て、条例案の確定へと手続きが進む。パブリック・コメント中にもご意見をうかがう。</p> <p>(2) パブリック・コメントの募集概要について（事務局説明）</p> <p>(3) 住民意識調査結果について（事務局説明）</p> <p>&lt; 3 連絡事項 &gt;</p>
<p>事務局</p>	<p>パブリック・コメントの実施 令和6年11月1日（金）～11月20日（水）</p> <p>第5回検討委員会      11月25日（月）10：00から開催 第6回検討委員会      12月16日（月）10：00から開催 第7回検討委員会      1月28日（火）10：00から開催</p> <p>&lt; 4 終わりに &gt;</p>
<p>事務局</p>	<p>播磨町教育委員会事務局部長 挨拶</p>